

向暑の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より大徳中学校の教育活動にご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、先日旭川で発生した女子高生に関わる悲惨な事件がありました。事件のきっかけは SNS の写真転載によるトラブルだったそうです。現在本校ではスマートフォン等の所持率が7割強とほとんどの生徒が所持している状況です。また、本校でもインターネットや SNS のトラブル等は発生しています。生徒がそのような事件に巻き込まれたり、トラブルにあたりしないように生徒に使い方や注意点を理解できるように学校で指導しています。ご家庭でも生徒指導だより等を活用して、お子様と保護者ともに家庭でのルール等、話し合う機会を定期的につくっていただきたいと思います。

知らないとあなたが加害者になってしまうかもしれません。

○友達になりすまして、嘘の情報を流したり、ありもしないような噂を流したりすることや個人情報流出させること。



名誉毀損(めいよきそん)罪 刑法第230条第1項

○SNS 上などに友達の名前をあげ、「あいつムカつく」「あいつは○○だ」などその友達を侮辱するような内容の書き込みをする。



侮辱(ぶじよく)罪 刑法第231条

○SNS 上などにトラブルになっている友達の名前をあげて、「○○のこと無視しようぜ」などを発信すること。



脅迫(きょうはく)罪 刑法第222条第1項

○「○○しなかったら、1万円もらうからな」などの発信をする。



恐喝(きょうかつ)罪 刑法第249条第1項

* 上記のものは、例えであれ、すべて刑事罰の対象です。また、これで終わるものではなく、次は、民事訴訟対象となり、多額の損害賠償を請求させることになるのが一般的です。

あなたはどのような対応をとりますか？

○友達から変な内容の連絡(LINE、DM)や写真、スクリーンショットが届いた。

→その写真等を消去し、これ以上周りに拡散させるようなことはしない。家族や先生など身の回りの大人に相談すること。そのままにしておくとも自分も関係者になってしまい、巻き込まれてしまうことがある。

○インスタグラムなど SNS のアカウントを作成したい。

→そのアカウントのプロフィールなどに自分の個人情報載っていませんか。自分の名前、生年月日、所属部活動などを載せると個人が特定されて、問題に巻き込まれることがあります。

○知らない中学生から DM やメッセージが届いた。

→中学生に見えるような相手でも実は悪い大人の可能性が高いです。返信することなく、無視しましょう。また、身の回りの大人に相談しましょう。

○仲の良い友達と一緒に撮った写真を SNS に掲載したい。

→いくら仲の良い友達だからといって、無断で掲載してはいけません。また、友達が許可したからといって安易に掲載してはいけません。保護者にも確認しましょう。

危険なことに巻き込まれる可能性はありませんか？

金沢市では、中学生の安心した生活を守るために、ネットパトロールなどの活動を行っております。生徒同士で行ってはいけないカラオケやゲームセンターの写真や複数人で写るプリクラの写真や SNS にアップし、指導の対象になる生徒がいます。これらの指導が入るということは、他の第三者がその情報を見ているということになります。これらの安易な使用には旭川のような事件に発展する危険性があります。

危険なことに巻き込まれないようにするために

○フィルタリングの活用

フィルタリングは保護者の責務であり、子どもを有害な情報から守るものです。

○ペアレンタルコントロールの活用

子どものスマホやゲーム機等の利用状況を把握できるもので、使用制限や課金管理も可能です。Google(ファミリーリンク)や Apple(スクリーンタイム)などが有名です。Instagram では、利用時間の上限設定や時間帯の制限、フォローしているアカウントとフォローされているアカウントの通知や子どもが投稿したときに通知を受け取り、内容の確認などができます。

○家庭でのルールを設定

家庭でスマートフォン等の使用法について、お互いに納得できるよう、親子で話し合って決める。子どもが守れる、具体的なルールを作り、曖昧にしない。トラブルがあったら必ず保護者に相談することを決めておく。

困ったときの相談窓口

ネット上の犯罪行為について……………石川県警察本部相談ダイヤル

9110

ネット上のいじめにあった ……………24 時間子供SOS相談テレホン

076-298-1699

ネット依存症などの心の問題がある…石川県こころの健康センター

076-238-5750